

アレルギーを含む食品に関する表示について、下記に変更されました。

(消費者庁 令和元年9月19日付消費表第317号『「食品表示基準について」の一部改正について』より)

1. 落花生 → 落花生(ピーナッツ)
2. アーモンドが追加

<義務> 特定原材料 必ず表示される原材料(7品目)	卵、乳、小麦、そば、 <u>落花生(ピーナッツ)</u> 、 えび、かに
<推奨> 表示が勧められている原材料 (21品目)	<u>アーモンド</u> 、あわび、いか、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 さけ、ゴマ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン